

常任委員会の審査から

財政総務

一般会計補正予算(所管分)などを審査しました。主な質疑項目と委員から出された意見の概要をお伝えします。

一般会計補正予算中所管分(全員賛成で承認)

＜主な質疑項目＞

1 ミニ市場公募債について
発行目的及び市民の行政への

建設

下水道条例の一部改正及び一般会計補正予算(所管分)などを審査しました。主な質疑項目と委員から出された意見の概要をお伝えします。

下水道条例の一部改正(賛成多数で承認)

＜主な質疑項目＞

市内で行われている下水道工事



市内で行われている下水道工事

から29・02%としたのと修正の申出とともに、今後、一層経費の削減を行い、効率的な維持管理に努め、未整備地域の水洗化並びに浸水対策、合流式下水道の改善等の課題についても解消



現在、消防本部を有する南消防署

あるが、来年度からは市長の実施したい事業に市民参加してもらおうという方向で財源を割り当てられたい。このままでは起債の発行が前提で、後からの事業に割りあてていくかを考えたように

人件費の抜本的改革
アウトソーシング(業務委託)による経費削減

一般会計からの繰入金金の割合とその減額理由
資本費を雨水処理と汚水処理に区分する方法

なお、審査の過程において、委員から、使用料改定率の引下げと経費削減等の経営努力をすべきではないかという強い指摘があり、理事者から、平均改定率を32・14%

すべく事業を推進していきたいとの答弁があり、委員会はこの原案修正を承認しました。

＜賛成意見の概要＞

1 原案修正された案でも市民に与える影響は大きいと考える。しかし、今年度末では累積赤字が約8億円にもなり、深刻な財政状況になっている中で、やむを得ないと考える。今後、人員削減も含め、最大限の経費削減に努力するよう強く要望する。

2 まず、本市独自の下水道システムの抜本的な改革に着手することを強く要望する。次に、下水道事業に企業経営の感覚を早急に導入されたい。雨水、汚水処理費を明確にし、経営合理化を徹底して、市民への負担を軽減できる仕組みに早急に着手することを強く要望する。

＜反対意見の概要＞

下水道特別会計の赤字は、第一に、財政健全化の名の下に、一般会計からの繰入金を削減し

全員が参加できるというものはない。財政運用ということを強調しても、手続等の諸経費がかかるなど余り効率的な感じが見受けられない。債権が市場に出回り、様々な問題が起きるといふ点も想定されたい。次回提案をする際には、その位置付けや意義などの問題について説明責任をきちんと果たすよう強く要望する。

3 ミニ市場公募債については、吹田市民さわやか債という愛称が付いているが、今後の発行の際には市民から愛称を公募し、多くの方が関心を持てるよう努められたい。さらに購入限度を10万円程度にとどめ、広く市民の方が購入できるように努められたい。

4 「見える、わかる、参加できる」、そして「大きな目標」と「さわやかな夢」を市民と共有しながら取り組んでいくという市長の理念については評価するが、それに基づいた行政運用とはなっていない。



整備が進む紫金山公園

＜主な質疑項目＞

市官岸部中住宅建替工事の進捗状況
ボケットパークの名称と位置付け

阪急豊津駅前自転車駐車場の管理方法及び当初計画を変更した理由

紫金山公園整備における今後の計画

＜意見の概要＞

公園の整備を行うにあたり、財政面も考慮し、ごみの減量につながる公園づくりという観点で整備を進められたい。

ミニ市場公募債については、市民が納得できるものとなるよう、民主的な判断を求めその上で事業の決定、推進を図らなければならぬ。当初予算があるにもかかわらず、いきなりこのような方策で財源を確保しようとしているが、今後は当初予算でしっかりと方向を示し、議会の審議を経てから充て当対象事業を選考するよう強く要望する。

自転車駐車場について、しっかりと人員も配置するよう努力することを要望する。

福祉環境

一般会計補正予算(所管分)を審査しました。主な質疑項目をお伝えします。

一般会計補正予算中所管分(全員賛成で承認)

＜主な質疑項目＞

障害者支援事業費及び障害者支援支給費を補正しようとする理由と積算根拠



市民がより利用しやすいような障害者ガイドヘルプサービス事業のあり方生活保護費の増額補正の内容と支給対象者が増加したことに伴う本市の態勢平成14年(2002年)度児童手当事務費交付金の返還金が生じた理由

代表質問・個人質問について

質問方法

- (1) 毎定例会において代表質問及び個人質問を行います。
- (2) 代表質問・個人質問ともに一般質問、議案質疑を一括して行います。

質問人数

- (1) 代表質問は1会派1人
- (2) 個人質問は1会派3人までできます。
- (3) 代表質問をした議員は、重複して個人質問はできません。

質問時間(答弁時間は含みません)

- (1) 代表質問は、35分+(会派構成人数×5分)以内、[最大60分]
- (2) 個人質問は、10分+(会派構成人数×5分)を会派に割り当てます。その割り当て時間は、次のとおりです。

会派(構成人数)	代表質問	個人質問
日本共産党(8人)	60分	50分
公明党(7人)	60分	45分
民主市民連合(7人)	60分	45分
自由民主党(5人)	60分	35分
市民リベラル(4人)	55分	30分
市民ネットワーク(3人)	50分	25分

- (3) 個人質問は、1人20分以内
- (4) 1人会派の議員及び会派に所属しない議員は代表質問はできませんが、20分以内で個人質問ができます。

質問回数

1人3回以内